

も無く、いかにも殺風景な体裁であるが、第二号からは表紙に比田井天来筆の題字（第九号と最終号の第十号は香取秀真筆）と古美術品や藤島武二、平塚運一、結城素明、広川松五郎の作品の写真を用い、挿図も多く掲載するなど、配慮が窺われる。

④ 左翼思想、風紀取締り強化

昭和九年六月、文部省に思想局が設置され、学生の左翼思想取締りが一段と強化されるが、同じ頃、和田英作校長は文部省より二通の通牒を受けた。ともに四月二十一日に発したもので、一通は次のような文面である。

「昭和八年中貴校生徒中ヨリ其ノ本分ニ悖リ治安維持法ニ關スル刑事被告人トシテ起訴セラレ豫審ニ於テ有罪ノ決定ヲ見ルニ至リタル者ヲ出シタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザルニ付貴官並教員ニ於テ向後訓育上一層御留意相成度此段依命通牒ス」

〔「明治二十年 文部省通達書類」〕

他の一通は事務職員某一名が思想事件に関与した件につき、今後職員の統督を一層周到にせよという内容である。

次いで同年九月、校長に対して文部省より生徒の風紀肅正強化に関する通牒が発せられた。これは警視總監の「学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件」と題する照会ないし要請を受けて文部省が各学校に指示したもので、本校のみが注意の対象となつたわけではない。しかし、警視總監の

「近時都下風紀取締ノ實情ニ徴スレバ學生生徒ニシテ特殊飲食店（カフェーバー喫茶店ノ類ニシテ女給ガ客席ニ侍シテ接待ヲ爲スモノ）或ハ舞踏場等ニ出入スルモノ極メテ多ク其ノ結果動モスレバ學生ノ本分ヲ閑却シ不良徒輩ト交遊ヲ結ブニ至リ或ハ放縱淫逸ニ流レ頽廢無節操ノ弊風ニ感染シ爲ニ往々ニシテ蠶臈スベキ幾多ノ事例ヲ惹起セルハ國家風教上寔ニ深憂ニ堪ヘザル所ニ御座候」

（同前通達書類）

という見解を読むと、本校生徒などは要注意の対象となつたに違いない。このような当局の取締り強化は学校生活に次第に重苦しい影を投げかけるようになった。